

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月  
② 昭和59年4月から61年3月まで

申立期間①については、厚生年金保険から国民年金への切替手続をすぐに行ったので、1か月間が未加入となっていることに納得できない。

また、申立期間②については、昭和61年4月に第3号被保険者制度ができるまでは、国民年金に任意加入し、夫が国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間②が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無く、国民年金と厚生年金保険との切替手続についても複数回適切に行っている上、昭和57年9月からは国民年金に任意加入しており、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立期間①については、オンライン記録では、未加入期間とされている一方で、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（電算記録）では、当該期間の国民年金保険料は納付済みとされており、双方の記録には相違している点が見られることから、申立期間①当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間②については、申立期間②前後を通じて、申立人や申立人の夫に職業及び住所の変更は無く、経済状況等に大きな変化は認められないことから、国民年金の任意加入を喪失する特段の理由は見当たらない上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、「申立期間②の国民年金保険料を納付書により3か月の納期ごとに、近くの信用金庫か市

役所出張所から納付していた。」と証言しているところ、A市の担当者は、「申立期間②当時、3か月ごとの納付書方式を採用し、信用金庫で保険料を納付することは可能であった。」と回答していることから、申立人の夫の証言に不合理な点は無く、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで  
② 昭和39年7月から同年9月まで

私が入籍した昭和37年ごろに、義父が私の国民年金の加入手続を行い、未納となっている国民年金保険料をまとめて納めてくれた。申立期間の国民年金保険料が納付と記録されていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人の特殊台帳から、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は、順次過年度納付されていることが確認できることから、申立期間②についても過年度納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の義父が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする義父は既に死亡していることから、当該期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、「私が入籍した昭和37年ごろに、義父が私の国民年金の加入手続を行い、未納となっている国民年金保険料をまとめて納めてくれた。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和40年4月に払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間①の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年7月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22年2月12日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月8日から22年2月12日まで

私は、終戦後、復員して父の紹介によりA社(現在は、B社)C支店に就職した。その後、D市の同社本店E課に転勤し、再度、同社F支店に転勤した。

A社本店に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びB社が保管する在籍証明書から、申立人が申立期間において、A社本店で勤務していたことが認められる。

また、A社本店で勤務していたとする複数の同僚に照会した結果、「申立人は本店のE課で正社員として勤務していた。」と供述しているところ、厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は同社本店における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

一方、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に、申立人の同社本店における被保険者記録は確認することができない。

しかしながら、G県公文書館の資料によると、昭和\*年\*月\*日にG県庁は火災の被害に遭っているところ、複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、「\*.\*.\* (焼失)」の記載が確認できる。

また、当時の新聞によれば「書類の半分は持ち出したが重要な厚生年金台帳を全焼した。これは、各事業所の協力を得て再生できると思う。」とG県民生部保険課が述べていることが確認できる上、G県の元担当職員は「G県庁は、昭和23年に火災の被害に遭い、焼失した厚生年金保険記録の修復作業に当たった。1年くらいかけて修復作業を行ったものの、修復時において既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている事業所もあったことなどから、完全に修復できたか否かは不明である。」旨を供述しているところ、書換え前の厚生年金保険被保険者番号払出簿（昭和19年6月20日から20年5月2日までの期間）において、A社本店で払い出されている同僚25人のうち、i) 7人については、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のいずれにも記録が無く、ii) 1人については、当該被保険者名簿には記載があるものの、当該被保険者台帳には記載が無く、iii) 10人については、当該被保険者名簿には記載が無いものの、当該被保険者台帳には記載があることが確認できる。

さらに、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、i) 整理番号に相当数の欠番がみられること、ii) 整理番号順に記載されていないこと、iii) 資格取得日順に記載されていないことが確認できる。

加えて、A社の各支店から同社本店へ異動した者について確認したところ、厚生年金保険手帳記号番号払出簿から、当該異動者について、同社本店において、同社各支店とは別の厚生年金保険手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、申立期間に係る書換え後の厚生年金手帳記号番号払出簿には多数の空欄が見受けられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被保険者の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、厚生年金保険被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和21年7月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年2月12日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災及び火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落がみられる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 11 日から 36 年 2 月 20 日まで

私は、15 歳でA社に入社したが、もっと技術を身につけたいと思い、昭和 36 年 2 月 20 日に同社を退職し、同年 4 月 1 日からB県のC研究所に住み込みで働き、週末はDの専門学校に通っていた。

A社を退職した際は脱退手当金の制度は知らなかったし、脱退手当金を受給した覚えはないので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の元社会保険事務担当者に当時の事業所における脱退手当金の取扱いについて照会した結果、「脱退手当金については、結婚退社の人には受給しないと損をする、転職の可能性のある人には受給しないほうがいいという趣旨の話をしたような気がする。」と証言しているところ、当該事業所において脱退手当金の支給記録が無い元同僚6人のうち5人は、「退職理由は結婚ではなかった。」と証言しており、申立人も転職のために当該事業所を退職していることから、申立人は、退職時に当該元同僚と同様の説明を受けていたものと推認され、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、戸籍の附票及び申立人が所持する写真から、申立人は、昭和 36 年 4 月にはB県E区に転居し、脱退手当金支給決定日である同年 5 月 6 日にはB県E区に所在したC研究所で勤務していることが確認できる上、申立人が 20 歳到達月の同年\*月に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 大分国民年金 事案 667

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から38年9月まで

私は20歳時に当時の区長経由で国民年金に加入し、保険料は区長から届く定納袋で税金等と一緒に納付した。A市に引っ越した後も引き続き父親が保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和40年10月ごろに払い出されていることが確認できるとともに、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、そのころに36年\*月(20歳時)にさかのぼって資格取得がなされたものと認められ、この時点では申立期間の大部分はすでに時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間のうち、申立人がA市へ引っ越した後の期間も引き続き国民年金保険料を納付したとする申立人の両親は既に死亡していることから、申立期間における保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から60年1月まで

私は、昭和49年12月に職場を退職する際、担当者から国民年金に加入するよう勧められた。私は、長女がまだ小さいころから、夫の給料から毎月国民年金保険料を納付してきた。申立期間の国民年金保険料が納付と記録されていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「長女がまだ小さいころから、夫の給料から国民年金保険料を納付してきた。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号の前後の被保険者記録から、昭和60年2月に国民年金に任意加入した際に払い出されていることが確認できるとともに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているところ、当時申立人が居住していたA市では、毎月納付に切り替わったのは、申立期間後の昭和62年度以降であり、申立人の申立期間に係る納付方法や保険料額等の記憶は曖昧である。

さらに、申立期間は122か月と長期間である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月及び同年8月、並びに同年10月から10年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月及び同年8月  
② 平成9年10月から10年6月まで

私は、平成12年3月に会社を退職したので、厚生年金保険から国民年金の切替手続をするため市役所の国民年金課へ行った。その際、過去の国民年金保険料に未納があることが判明したので、担当者と相談して未納分を分割して完納することにし、納付書を作成してもらった。

以降、毎月の保険料と過去の未納分の保険料を金融機関から納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した平成12年3月ごろに国民年金の加入手続を行い未納となっていた申立期間の納付書を作成してもらった。」と主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、平成12年3月から13年3月までの期間の国民年金保険料を同年5月以降に7回に分割して過年度納付していることが確認でき、過年度納付開始時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月1日から34年11月1日まで  
私は、申立期間において、A社B出張所で事務の業務に従事していたのに、厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、A社B出張所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社B出張所は、事業所番号等索引簿から厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は「現場採用であった。」と供述しているところ、事業所番号等索引簿から、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できる同社C支店に照会したところ、「当時の関連資料が無く、厚生年金保険料を給与から控除していたか否かは不明であるが、現場採用の従業員に係る社会保険の加入は、当社の各出張所によって異なっていた。」と回答しており、申立期間当時、A社B出張所で現場採用として雇用されたとする者は、「当時、申立事業所の現場採用の従業員は臨時雇いであり、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、A社C支店工作所、同社C支店及び同社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該従業員の厚生年金保険の被保険者記録について確認することができない。

さらに、前述のいずれの名簿からも、申立人及び申立人と一緒に同社B出張所に入社し、勤務したとする同職種の同僚の氏名を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 18 日から 43 年 6 月ごろまで

私は、A社で昭和 43 年 6 月ごろまで勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に照会したところ、39 年 4 月 18 日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録しか確認できないとの回答を受けた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる昭和 38 年 6 月 19 日から 39 年 4 月 18 日までの間に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、申立期間も同社の被保険者記録が継続していることが確認できる同僚らに照会したところ、「申立人の勤務期間は長くなかった。」、「申立人はいたと思うが長くは勤務していなかった。」とそれぞれ供述している上、申立期間において同社における厚生年金保険被保険者の資格を初めて取得していることが確認できる複数の同僚に照会したところ、供述を得ることができたすべての同僚は、申立人に係る記憶が無いことから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことを確認することができない。

また、当時の事業主及び同僚の供述並びに商業登記簿謄本から、A社は、申立期間において所在地を 2 回移転していることが認められるところ、申立人は申立事業所の移転に係る記憶は無い上、申立期間に勤務していた同僚の氏名を記憶していないなど、申立期間に係る記憶が曖昧である。

さらに、事業所番号等索引簿によると、A社は昭和 46 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本から、同社は 49 年 12 月 3 日に解散している上、当時の事業主に照会した結果、「現在保

管している当社の従業員履歴書を確認したが、申立人の履歴書は無い。当時の従業員への聴取結果から、申立人が在籍していた事実は確認できるものの、詳細は不明である。」旨を供述しており、申立期間に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 494 (事案 97 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社において、健康保険に加入していたので、当然、厚生年金保険にも加入していたと思う。申立期間について厚生年金の被保険者記録が認められないのは納得できない。

最近、報道機関から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなくても、勤務していたことが事実であれば厚生年金保険の被保険者記録が認められるとの情報を得たので、再度申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所番号等索引簿から、A社は昭和 59 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、当時の事業主も既に死亡しており、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等に係る供述を得ることができず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな同僚等に係る記憶は無いが、報道機関の情報を基に、勤務していた事実があれば厚生年金の被保険者記録が認められるはずであると主張し、再度申立てを行っているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。